

## 参考資料 5

### 令和4年度 第1回長野県環境審議会での委員からの意見等 ～湖沼類型指定見直しについて（諮問）～

委員の意見	事務局の発言
<p>(大和田委員)</p> <p>○環境基準未達成の理由、なぜ全国平均に比べて長野県は低いのか疑問である。</p>	<p>(仙波水大気環境課長)</p> <p>○生活環境保全に関する環境基準の設定は段階的になっており、全国ではB類型という湖沼がそれなりの数ある中で、県内はAA 類型もある。AA 類型の基準はかなり厳しく、全国的にも AA 類型で環境基準を達成しているのは20%程度という状況である。全国一律の基準ではないというところが理由の1つだが、そうした面も含めて今回検討させていただきたい。</p>
<p>(大和田委員)</p> <p>○検討の観点の中で、水域の利用目的の中に漁業や生物多様性はないのか。近年、タンパク源の獲得、食料の安全保障の話で内水面漁業が注目されている。県内湖沼で水産業がどのように行われているのか不明だが、水域の利用目的や生物多様性の観点といったものも、ぜひ検討項目に入れていただきたい。</p>	<p>(仙波水大気環境課長)</p> <p>○漁業での利用では、水産1級、2級、3級の区分がある。漁業中心にどんな水産生物を利用されているかという観点は検討していく。生物多様性という観点は、直接的には導入されていないが、例えば「自然環境保全」や、生態系全体を考えた場合に望ましい湖沼の水質はどうなのかというところを検討する中で、そうした観点も含められればと考えている。</p>
<p>(福江委員)</p> <p>○類型指定の見直しは、単にランクを下げるということではなく、県として、目標とすべき達成率、特に達成していない湖沼に関し見直しをしていくということか。</p>	<p>(仙波水大気環境課長)</p> <p>○類型指定当初からの利用目的の変更の有無から、類型指定の妥当性を検討する。さらに最近の水質の傾向から見て、かなりの期間がたたないと基準達成が難しいとか、人為的な汚染はほとんどなく、それ以外の自然系のものしかないなどの状況も併せて検討しながら、総合的に判断していく。現状で環境基準を達成していないから見直すということではなく、まずは利用目的などから検討してまいりたい。</p>
<p>(梅崎会長)</p> <p>○利用目的に合わせた類型を指定してその基準を守るというのが法律の立て付けか。その上で、利用目的の変更により類型も変わるというのが基本的な考え方か。</p>	<p>(仙波水大気環境課長)</p> <p>○お見込みのとおり。 国からも、類型は適切に見直すようにという通知も出ている。</p>